

取消訴訟の特色

取消訴訟の特色を現行の行政事件訴訟法の規定で他の抗告訴訟に準用されていない取消訴訟固有の規定からみると、以下のとおり。

	目的	特色	行政事件訴訟法の条項	規定内容
国民の権利利益の救済	原告の法律上の利益の救済を目的 ↑↓ 原告の権利利益の救済と公共の福祉の調和	原告適格	第9条	処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴えは、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる。
		取消しの理由の制限	第10条第1項	取消訴訟においては、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として取消しを求めることができない。
		特別の事情による請求の棄却	第31条第1項	取消訴訟については、処分又は裁決が違法ではあるが、これを取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、原告の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえ、処分又は裁決を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認めるときは、裁判所は、請求を棄却することができる。
行政処分の早期・画一的確定	処分の効力の早期確定	出訴期間	第14条第1項 第14条第3項	取消訴訟は、処分又は裁決があったことを知った日から3箇月以内に提起しなければならない。 取消訴訟は、処分又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができない。
	被告を誤った場合でも、救済の途を確保	被告を誤った訴えの救済	第15条第1項 第15条第3項	取消訴訟において、原告が故意又は重大な過失によらないで被告とすべき者を誤ったときは、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもって、被告を変更することを許すことができる。この決定があったときは、出訴期間の遵守については、新たな被告に対する訴えは、最初に訴えを提起したときに提起されたものとみなす。
	処分の効力を画一的に確定 = 紛争の一挙解決	取消判決の効力	第32条第1項	処分又は裁決を取り消す判決は、第三者に対しても効力を有する。
行政の裁量と国民の権利利益の救済の調和	裁量処分の取消し	第30条	行政庁の裁量処分については、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があった場合に限り、裁判所は、その処分を取り消すことができる。	

〔行政処分の無効と取消し 公定力〕

「行政処分は、たとえ違法であっても、その違法が重大かつ明白で当該処分を当然無効ならしめるものと認むべき場合を除いては、適法に取り消されない限り完全にその効力を有するものと解すべき」(最高裁昭30・12・26民集9巻14号2070頁)